

監 査 公 表

多監公第 6 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成27年6月5日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成27年5月21日～平成27年6月5日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

議員が本会議及び委員会に出席した場合には費用弁償を支給することとなっているが未支給の事案があった。委員会の出席者の確認方法について、開催日に事務局職員の確認及び議事録により確認しているとのことであるが、出席簿等の整備をされたい。

3 意見要望事項

台帳簿冊中、図書台帳が永久保存として管理されているが、台帳記載の図書の保管及び台帳記載以外の図書を含め今後の管理について、見直しの必要があると思われるので検討されたい。

議会報告会のサポートやテレビ放映の見直し等議会活動の円滑な運営支援に努められていることに敬意を表する。今後とも多様化する市民の期待に応えるべく適正な業務執行に努められたい。

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成27年11月16日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成27年9月30日～平成27年10月23日	総務課
平成27年9月30日～平成27年10月23日	選挙管理委員会事務局
平成27年9月30日～平成27年10月23日	防災安全課
平成27年9月30日～平成27年10月23日	総合政策課
平成27年10月1日～平成27年10月23日	財政課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

市史の在庫が相当数あるが、市史の販売について対策を講じられるよう要望する。

文書の取り扱いについては、多久市文書規程が定められているが、庁内の文書取扱いがまちまちになっている現状がある。庁内の文書管理が適切にできるよう取り組まれない。

【選挙管理委員会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

多久市議会議員選挙公報印刷契約を締結していたが、無投票となったため、多久市選挙公報の発行に関する条例により発行を中止し、契約解除となっていたが、契約行為の解除について起案決裁がされていない。既決文書の変更は、再度上司の決裁をうけなければならない。(文書規程第19条)

3 意見要望事項

公職選挙法の改正により選挙年齢が20歳以上から18歳以上へと引き下げら

れ、来年の参議院議員選挙から適用される予定となっている。多久市選挙管理委員会事務局としても、高校、中学校等へ出向き、選挙制度についての広報啓発に努められるよう要望する。

【防災安全課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

自主防災組織に配備されている防災備品について配備から数年経過しているので、各組織の保管、備蓄状況の点検が必要であると思われる。また、平成 27 年 2 月には、西多久町全域での住民避難訓練、支援訓練を実施されているが、今後も自主防災組織ごとの防災訓練実施に向け、計画的に取り組まれるよう要望する。

【財 政 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

市有地の無償貸付契約において、貸付期間が開始時から廃止時までとされ、契約から相当の期間経過しているものがあるので、貸付地の現況及び契約内容、契約者の確認をされ、契約の変更など適正な措置をとられたい。

3 意見要望事項

登記事務において、過年度分の未処理については、平成 27 年 3 月末現在 506 件であるが、地籍調査完了により、登記できるものもあると考えられるので、調査をされ計画的に取り組まれたい。

土地開発基金による取得地を含め遊休資産については、今後とも収入の確保と維持管理費等の軽減がされるよう売却等を含め利活用に努められたい。

平成 26 年度決算において赤字となった国民健康保険特別会計は今後も厳しい経営が続くものと思われる。税率の改正も検討されているが、平成 30 年度の県

単一化までに赤字については解消することになっているが、その清算については、今後の財政運営に大きな影響を与えることがないよう早めに方針の決定をされ対応されるよう要望する。

【総合政策課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

納所交流センター施設において、消防署より消防法令に適合していないとの指摘事項については改善対応されているが、消防設備点検結果、電気設備点検結果に基づき不備・不良個所の報告があっているものでまだ改修がされていないものがあるので対応をされたい。施設の安全管理の面から従前の施設の維持管理状況を確認され、今後の跡施設の利活用開始時に改修を必要とするものについては、適正な対応のもと利活用開始ができるようにされたい。

3 意見要望事項

学校跡地・跡施設の活用について一定の方向が出されたが、今後の利活用の事業費については、将来的な財政負担に大きく関わることでありますので、事業内容等について十分検討をされ過大投資にならないよう要望する。

「多久市総合計画」、平成 27 年度に策定される「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、多久市の未来創りのためには、市民・団体との協働で課題解決に向け取り組むことが不可欠であるので、情報の共有化を図られ、課題実現に向け取り組まれるよう要望する。

監 査 公 表

多監公第 12号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成27年12月10日

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成27年10月14日～平成27年度11月24日	会 計 課
平成27年10月14日～平成27年度11月24日	水 道 課
平成27年10月14日～平成27年度11月24日	税 務 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【会 計 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

財政課とともに財務についての研修を平成25年度より実施されているが、公金(現金)取り扱いに係る研修等も併せて実施していただくよう要望する。

【水 道 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

平成28年度より上水道料金、下水道料金等の一括請求となり、収納事務等の窓口を水道課に一本化し事務の効率化、簡素化を図られる予定であるが、水道料金は私法上の債権・下水道料金は公法上の債権とされ時効期間の違いがあるので、徴収、債権管理方法等については関係機関(都市計画課)と十分な協議を行われるよう要望する。

また、経費軽減のため、隔月検針を検討されているが、住民にとって利便となるような対応をお願いする。

【税 務 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

市税の滞納整理事務において、時効中断できる案件であったにもかかわらず、時効中断手続きが行われていない事例があった。市税の徴収権は時効をむかえると消滅してしまうため、適正な債権管理を行われたい。(地方税法第18条、民法147条)

不納欠損処分 of 起案文書の内容が決裁後に変更されていたが、変更後の決裁がされていない。既決文書の変更は、再度上司の決裁を受けなければならない。(文書規程第19条)

文書管理において、同一の簿冊名であるが年度によって保存年限が違うものや、要綱では20年保存となっている文書の保存年限が10年となっているものなどがあったので、適正な文書管理をされたい。

切手の保管状況の確認を行ったところ、使用簿は作成されていたが、在庫管理がされていなかった。切手は換金が容易にできる金券であり公金と同じく管理すべきものである。受払簿等を整備され、適正な管理をされたい。

3 意見要望事項

滞納者に対する預金、生命保険、給与等各種調査を行い差押可能財産がある場合には滞納処分を行うなど、滞納整理に取り組まれ、不納欠損額も年々減少してきているところではありますが、今後とも税の公平性の観点から収納率の向上に取り組まれない。

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年1月13日

多久市監査委員 柴田 藤男

多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成27年11月11日～平成27年12月21日	農 林 課
平成27年11月10日～平成27年12月21日	農業委員会事務局
平成27年11月17日～平成27年12月21日	建 設 課
平成27年11月10日～平成27年12月21日	都市計画課
平成27年11月12日～平成27年12月21日	商工観光課
平成27年11月18日～平成27年12月21日	市立病院

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男

多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか

- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【農 林 課】

1 指摘事項

- ・造林分収契約において、契約期間がすでに終了し、10年以上経過しているものがある。造林分収契約は、双方の利益の配分に関わることであり、契約期間終了後の取り扱いについても、関係者との協議が必要と思われる。契約更新等について、必要な手続きを早急に行われたい。
- ・造林分収契約一覧が作成されているが更新されないままとなっていた。この契約は、長期間にわたる契約であるから、適正な管理ができるよう台帳等の整備をされたい。
- ・造林地については、地籍調査により、台帳面積、実測面積等が契約時と変わっていると思われるので、確認されたい。(決算書：財産に関する調書)

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

環太平洋連携協定(T P P)の大筋合意がなされ、これからの農業に大きな影響があるものと思われる。T P P関連政策大綱に係る平成27年度の国の補正予算の概要が出されたが、具体的な取組はこれからであると思われるので、情報収集に努められたい。

【農業委員会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

平成28年中には、委員の選出方法・委員の数の変更や最適化推進委員の新設等の農業委員会法の改正に係る条例改正を行われる予定であるが、改正内容について周知期間が十分取れるよう対応されたい。

【建設課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

市営住宅賃貸借契約書、契約月日が未記載、印紙の割印がないもの、連帯保証人承諾書に日付が未記載のものが見受けられた。契約は双方が内容を確認し承諾した証となるものである。契約関係事務については、適切な事務処理されたい。

3 検討指示事項

道路・河川については、地域住民と連携しながら維持管理に努められているところであるが、今後とも巡視などにより危険箇所等の情報収集に努めら、安全確保のための確な対応をされたい。

【都市計画課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

平成26年度の公共下水道使用料、農業集落排水使用料の現年分については、前年度より収納率が低下している。新たな滞納者をつくらぬよう収納率の向上に努められたい。

平成28年度より上水道料金、下水道料金等の一括請求となり、収納事務等の窓口を水道課に一本化し事務の効率化、簡素化を図られる予定であるが、水道料金は私法上の債権・下水道料金は公法上の債権とされ時効期間の違いがあるので、徴収、

債権管理方法等については十分な協議を行われるよう要望する。

【商工観光課】

1 指摘事項

行政財産使用料の算定において、平成27年度は評価替えにより評価額が減額となっているにもかかわらず、従来額で算定されていた。また土地の貸し付けは非課税であるが消費税が算定されていた。速やかに対処されたい。

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

これまでの企業誘致活動により、北部工業団地はCロットのみとなり、12月議会において、企業立地の一層の促進を図るため、多久市企業立地関連の条例の改正がおこなわれたところであり、早期の完売ができるよう企業誘致活動に努められたい。

【市立病院】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

平成26年度の定期監査で指導注意した備品の管理については、平成26年度登録分よりラベル添付をされているが、平成26年度以前数年間分についても、台帳と照合し、ラベル添付を計画的に行われたい。

平成28年度に策定される新公立病院改革プランは平成32年度までのものであるが、平成32年度以降に想定されるスプリンクラーの設置や病棟の建て替え等大規模な改修も見据えて長期的な視点のもとプランの策定をされたい。

監 査 公 表

多監公第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年2月25日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年1月13日～平成28年2月9日	教育委員会 教育総務課
平成28年1月15日～平成28年2月9日	教育委員会 学校教育課
平成28年1月13日～平成28年2月9日	教育委員会 生涯学習課
平成28年1月8日～平成28年2月9日	人権・同和対策課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【教育総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

学校給食費の滞納繰越分について、平成27年度末に不納欠損を検討されているとのことであるが、不納欠損処理については処理基準等の規定を作成されるよう学校給食センターに指導されたい。

学校施設及び学校跡施設の使用申請・許可について、貸付期間が複数年のものや無償での貸付など、継続的に管理しなければならないものが見受けられるので、管理台帳を作成されるなど対策を検討されたい。

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

平成27年度に登録備品の整理をされたが、放課後児童クラブで使用されている備品については、平成25年度の小中一貫校へ移行により移管等が行われているので、備品検査等を計画され、利用状況及び管理状況の把握に努められるよう要望する。

【生涯学習課】

1 指摘事項

指摘事項なし

2 指導注意事項

東部ふれあい運動広場の利用状況の把握について検討されるよう平成26年度定期監査時に要望していたが、改善されていなかった。当該施設は、多久市総合運動場条例第7条で規定されている使用の許可を必要とする施設であり、使用料を徴収しない場合であっても使用状況の把握をされたい。

3 意見要望事項

総合運動場施設については、利用料金制度を導入できるよう条例改正がおこなわれましたが、利用者へのサービスの向上につながるよう指定管理者と十分な協議のもと契約されるよう要望する。

【人権・同和対策課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

人権、同和問題の解決に向け、様々な取り組みにより啓発に努められているが、各種団体や地区などへ出前講座の開催等について積極的に働きかけられ、今後とも啓発活動に努力されたい。

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年3月16日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年1月22日～平成28年3月1日	健康増進課
平成28年1月27日～平成28年3月1日	情報課
平成28年2月3日～平成28年3月1日	福祉課
平成28年1月29日～平成28年3月1日	広域クリーンセンター推進課
平成28年2月3日～平成28年3月1日	市民生活課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

市民の健康増進のため数多くの事業に取り組まれています。「自分の健康は自分で守る」市民の育成への取り組みのため、特定健診、がん検診など受診の重要性や健診結果の理解や改善指導など更なる取り組みに期待する。

【情 報 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

現在、自治体に限らず様々な情報の流出事件が多数発生している。自治体が保有する情報の保護対策には万全を期することが求められている。平成28年度にはネットワーク・システム構成の見直しをされる計画であるが、職員の情報管理研修等を含め情報セキュリティ対策については万全の対応をとられるよう要望する。

【福 祉 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

平成26年度臨時福祉給付金に係る返還金の未償還分について、未収金として平成27年度で歳入調定の処理がされていなかった。多久市臨時福祉給付金支給事業実施要綱第11条に返還を求めることが規定されている。債権として適正な管理を行われたい。

3 意見要望事項

保育料の保護者負担金の徴収には、児童手当の充当や訪問徴収など取り組まれている。保護者負担金については、平成27年4月からは保育料を改定して更に軽減されている。負担の公平性の観点からも、更なる収納率の向上に努められたい。

申し出による児童手当に係る学校給食費等の徴収業務において、一人ひとりの申出期間、申出徴収額が違うので管理が煩雑になっているように見受けられる。管理状況が明確にわかるような事務改善の検討をされたい。

【広域クリーンセンター推進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

温泉保養宿泊施設再生整備事業、マテリアルリサイクル施設整備事業、広域クリーンセンター建設に伴う周辺整備事業の3事業が並行して行われることとなるが、各事業とも市民の関心も高いことから、関係者と十分な協議のもと慎重な事業の推進に努められたい。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

郵便切手類販売所を市民生活課窓口を設置し業務を行われているが、売りさばき用の切手と公用使用の切手が一緒に保管され、各々の在庫が不明確となっていた。売りさばき業務は、切手現物と現金の管理であり、公用は切手の受払管理となる。

切手は換金が容易にできる金券であり適正な管理をすべきものであるので、売りさばき用切手と公用で購入の切手は別々に管理されたい。

生ごみ処理機器購入費補助事業では、一世帯あたりの補助対象数が決められているので、補助を受けた者の名簿は年度ごとの管理ではなく、補助事業開始からの補助対象数の管理ができるようされたい。また、平成11年度から事業実施されていることから、事業の成果の検証を行い、事業の見直しの検討も必要と考える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による基準に定められている委託に係る処分再生の実施状況の確認は、1年に1回以上実地に行うよう定められているが、1事業所について実地確認がされていなかった。法令に定められた実地確認をされたい。

3 意見要望事項

国民健康保険事業の財政運営は厳しく、平成28年度から保険税率の引き上げ、一般会計からの繰入等が行われることとなっているものの健全な財政運営には程遠く、平成30年度から県・市町の共同運営となるが、保険制度の啓発や財政状況の周知などを含め、医療費適正化対策、効果的な保健事業や保険税の収納率の向上対策などの更なる取り組みに努められたい。今後の国民皆保険制度維持のために、県や都市国保協議会を通じ、国保財政の抜本的な解決が図られるよう国への要望を継続されたい。

監 査 公 表

多監公第4号

地方自治法第199条第9項の規定により平成27年財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年3月16日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年1月14日～平成28年2月9日	一般財団法人 多久市体育協会
平成28年1月14日～平成28年3月1日	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成28年1月14日から2月9日まで

3 監査の対象

団 体 : 一般財団法人 多久市体育協会

所管課 : 生涯学習課

4 監査の項目

平成26年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

＊多久市社会体育事業

補助額 5,512,700 円

＊スポーツ振興事業

補助額 1,700,086 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【一般財団法人 多久市体育協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

補助金申請関係書類について、申請関係の起案、決裁がされないまま申請手続きがされていた。他文書においても起案決裁等が文書で行われていない事例が見受けられた。事務処理規程に沿った手続きを行われたい。

3 意見要望事項

多久市社会体育事業補助金、スポーツ振興事業補助金については、対象経費が同一となっているため、対象事業が重複するなど経理上の区分が難しくなっているの
で、所管課に経費の区分については指導を受けられるよう要望する。

【所管課：生涯学習課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

今回監査した2補助金の交付要綱に定められている対象経費は「社会体育の育成及び競技力の向上に関する事業に要する経費」となっているため、対象事業が重複し、使途が混在している状況がみられる。交付要綱における対象経費の明確化が必要と思われるので要綱の検討をされ、経費の区分等について団体へ指導されるよう要望する。

スポーツ振興事業の補助額については、スポーツ振興基金の利子相当額を補助金額とされているため、交付申請等の補助金に係る事務が遅滞していた。補助金の額について財政課とも協議され、適切な事務の執行が行われるようされたい。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成28年1月14日から3月1日まで

3 監査の対象

団 体 : 社会福祉法人 多久市社会福祉協議会

所管課 : 福 祉 課

4 監査の項目

平成26年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*社会福祉協議会運営事業	補助額 8,750,000円
*福祉振興事業（長寿社会振興事業）	補助額 3,770,000円
*遺家族援護費補助	補助額 869,150円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【社会福祉法人 多久市社会福祉協議会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

平成26年度多久市福祉振興事業(長寿社会振興事業)実績報告書によると支払資金残高として3,845,560円が報告されているが、この資金の使途保管目的が明確でない。福祉課と協議のうえ適正な対応をされたい。

また、多久市福祉振興基金管理規則第3条3項に該当する資金であるならば、交付申請時に明記し、基金として適正に管理すべきである。

3 意見要望事項

該当事項なし

【所管課：福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

平成26年度多久市福祉振興事業(長寿社会振興事業)実績報告書によると支払資金残高として3,845,560円が報告されているが、この資金の使途保管目的が明確でない。社会福祉協議会に確認され、多久市福祉振興基金管理規則に沿った事務を行われたい。また、同規則第3条3項に該当する資金であるのならば、規則に沿った申請手続き及び管理をされるよう指導されたい。

3 意見要望事項

該当事項なし